

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
県立学校における臨時休校の再延長について

県立学校の臨時休校については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月6日まで延長することとしたところですが、県内において、小中学生及び教員への感染が確認されたほか、感染者数が急増するとともに、感染経路が不明なものも増えている状況にあります。

今後、県内において、さらなる感染拡大が懸念されることから、専門家の意見も踏まえ、児童生徒等の健康及び安全の確保を最優先する観点から、次のとおり県立学校の休校措置の再延長を行うことといたします。

臨時休校の趣旨に鑑み、児童生徒等における不要不急の外出は厳に慎むよう各学校で指導するものとします。

1 県立学校の取扱い<県立高校及び特別支援学校における共通の取扱い>

- ① 臨時休校を5月31日（日）まで延長する。
- ② 臨時登校等については原則行わないものとし、やむを得ない事情があると認める場合は、3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を実施したうえで行う。
- ③ 自宅待機が長期化する中、児童生徒等においては、学習に著しい遅れが生じることがないように児童生徒等には計画的かつ適切な家庭学習を課すとともに、ICTを活用した遠隔授業等の工夫を図るなど、可能な限りの取組みを行うこととする。また、適度な運動に心がけるよう指導するほか、学習面、感染症等に対する不安やストレスに関する相談体制を構築する。
- ④ 部活動については、引き続き原則休止の取扱いとする。

2 特別支援学校における独自の取扱い

- ① 家庭等や放課後等デイサービス事業所、支援関係機関と連携協力して、引き続き児童生徒等の居場所の確保に努めるものとする。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、学校において自主学習することも可能とする。
- ③ 通学バスを運行している学校においては、送迎が困難な家庭等もあることから、状況に応じて臨時休校期間中も引き続き、運行することとする。
- ④ 給食の提供や寄宿舎の利用は行わないものとする。